

6. 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)  
地方消費税交付金（社会保障財源交付金）

1,109,939 千円

○引上げ分の地方消費税は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

(歳出)  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

12,659,015 千円

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費（サービスに直接従事しない職員分）等には充当しない。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	602,915	504,781		29	21,167	76,938
	児童福祉事業	4,381,045	3,216,497	80,000	83,024	216,100	785,424
	母子福祉事業	581,842	241,744		249	73,329	266,520
	高齢者福祉事業	251,822	35,343		45,745	36,839	133,895
	障害者福祉事業	2,180,953	1,520,874		20,002	138,153	501,924
	生活保護事業	1,045,332	790,452			54,997	199,883
	小計	9,043,909	6,309,691	80,000	149,049	540,585	1,964,584
社会保険	国民健康保険事業	633,572	335,653			64,282	233,637
	高齢者医療事業	802,589	114,000			148,565	540,024
	介護保険事業	943,927	48,397			193,205	702,325
	年金事業	349	349				
	小計	2,380,437	498,399			406,052	1,475,986
保健衛生	医療対策事業	277,063	492		23,022	54,708	198,841
	予防対策事業	886,349	450,602			94,022	341,725
	保健指導事業	71,257	3,726			14,572	52,959
	小計	1,234,669	454,820		23,022	163,302	593,525
合計	12,659,015	7,262,910	80,000	172,071	1,109,939	4,034,095	